

避難所担当職員制度の概要

津波警報発表時でも、浸水域では職員の対応をとっていないため、避難が必要な市民にも戸惑い

各学校においても、住民に鍵を貸与し住民自ら避難できる体制をとる避難所も増えているが市として避難所開設及び運営に係る迅速な対応が地域や学校からも求められている

浸水域外への避難が原則のため、浸水域外に避難所開設していたが、実際は浸水域内の津波避難ビル等に避難する人が圧倒的に多い

前提

休日、夜間における津波警報及び大津波警報発表時の対応

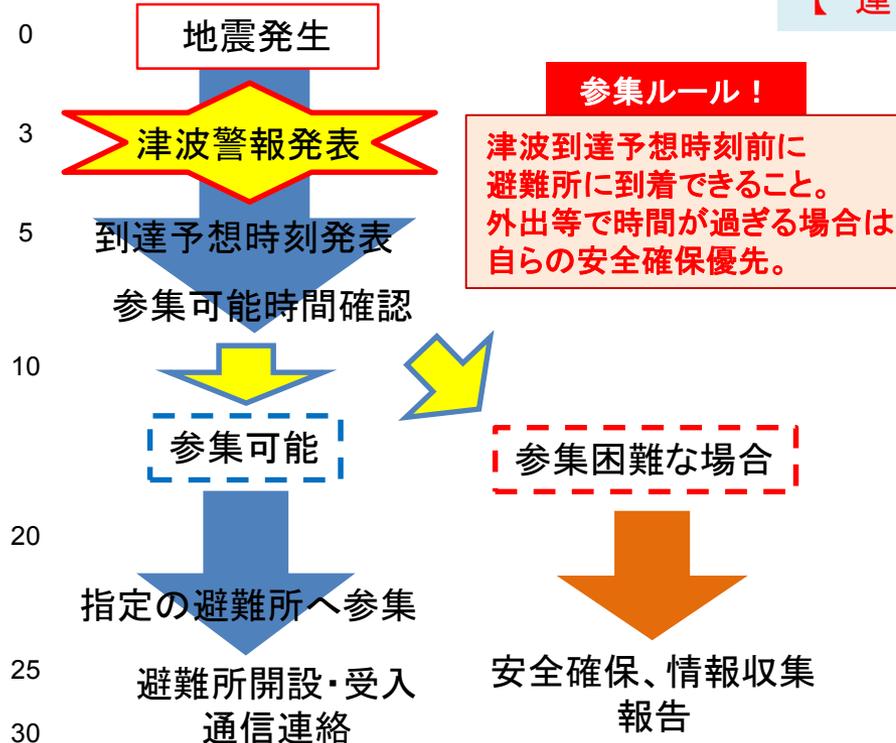
目的

避難所受入態勢の整備による迅速な避難所開設

参集場所

津波警報及び大津波警報発表時の開設避難所(本庁地区内)
津波避難場所(浸水域外) 11箇所 } 計33箇所
津波避難ビル(浸水域) 22箇所 } 【別紙2参照】

【運用案】



＜参集職員指定の基本方針＞

- ・各部署で発災直後の対応が必要な職員は対象外
管理職等及び本部連絡員を外して指定
- ・各部署の発災直後に対応必須な職員については調整
- ・各避難所において、参集可能時間や距離を参考に、近隣に居住している職員を指定
- ・1避難所につき4名程度を指定し、有事の際は全員で対応
- ・毎年度、人事異動に合わせて指定職員を調整

＜注意が必要な点＞

- ・居住職員が少ないエリアでは、指定できる職員が不足する
- ・発災後の状況により、必ずしも職員が行けるとは限らず、対応できる範囲で対応せざるを得ない
- ・現状を地域、施設管理者に伝え、住民等の協力も必要
職員や制度に頼りすぎない、自助・共助の啓発も重要